共同発行の廃止(案)についての意見募集

(証明書の交付等の事務委託に関する規約の廃止)

■目的

住民票等をコンビニエンスストア又は全国の市区町村窓口で取得できるようになったため、共同発行を廃止することについて、皆様からのご意見を募集します。

■共同発行廃止の背景

現在、我孫子市・柏市・流山市では、3市に住民登録をしている方に限り、 いずれの市でも住民票、印鑑登録証明書、戸籍に関する証明書を取得できるサ ービスを行っています。

一方、住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄(抄)本はすでに全国のマルチコピー機が設置されているコンビニエンスストア等で取得することができ、さらに令和6年3月からは戸籍謄(抄)本等を全国の市区町村窓口で取得できるようになります。

このことから、共同発行はその役目を終えたと考え、令和6年6月末をもってサービスを終了することとします。

■公表期間及び閲覧場所

期間 令和5年11月21日(火)から令和5年12月20日(水)まで場所 市のホームページのほか、以下の場所でも閲覧できます。

市民課、行政情報資料室(市役所本庁舎1階)、各行政サービスセンター、生涯学習センターアビスタ、湖北地区公民館、市民プラザ、各近隣センター、我孫子市民図書館湖北分館及び布佐分館

■意見の提出方法及び期限

提出にあたっては、備え付けのパブリックコメント意見書に「住所」、「氏名」、「パブリックコメント件名」を明記し、次のいずれかの方法で提出してください。

口頭でのご意見はお受けできませんので、ご了承願います。

①市民課郵送 ②市民課へ FAX ③ちば電子申請サービス ④市民課の窓口に持参 ⑤閲覧場所の窓口に提出(各近隣センター、市民プラザ、湖北地区公

民館は備え付けの意見書投函箱に投函してください。) 提出期限 令和5年12月20日(水)必着

提出先・問い合わせ 〒270-1192 我孫子市我孫子 1858 番地 我孫子市役所 市民課 受付係

TEL: 04-7185-1111(内線 600) FAX: 04-7181-1290

■いただいたご意見への対応

提出された意見に対する市の考え方を、ホームページ及び上記の閲覧場所で公表します。 なお、提出された個々の意見に対して直接回答はいたしませんので、ご了承ください。